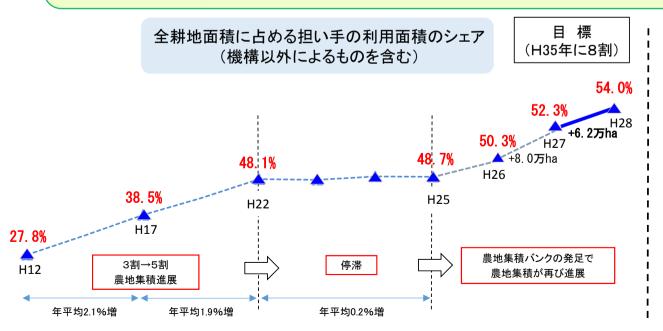
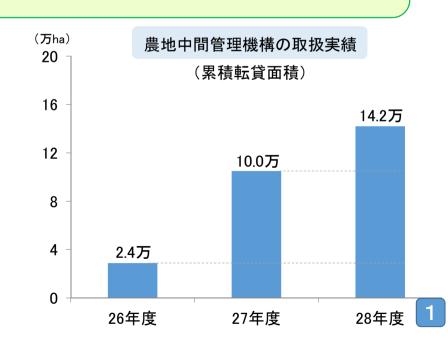
平成28年度の担い手への農地集積の状況

- 〇 農地中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降、<u>担い手の利用面積</u>(機構以外によるものを含む。)<u>のシェア</u>は再び上昇に転じ、<u>28年度には6.2万ha増加</u>。35年度目標(シェア8割)の達成に向け、<u>更なる加速化が必要</u>。
- 〇 機構については、27年度までは<u>容易に実績につなげられるケースを中心</u>に活用されてきたが、これが一巡。28年度は集積に向けた新たな取組の掘り起こしが必要となっていたが、これが必ずしも十分でなかったところ。
- ○このため、今後は、
 - ① 農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化
 - ② 土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携の強化
 - ③ 機構事業の手続の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討
 - ④ <u>所有者不明土地問題</u>についての政府全体としての検討の推進などを通じて機構の取組を更に加速化していく。





(参考)

【農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化】

〇 29年度は、新しい農業委員会制度への移行が本格化することを踏まえ、<u>農地利用最適化推進委員と機構との連携</u>、さらに、農業委員会相互の連絡調整を行う<u>県ネットワーク機構と機構との連携を強化</u>し、<u>新たな取組の掘り起こしに対応できるよう推進体制を強化</u>する。

現状と課題	今後の対応
〇 28年度から新制度下での農業委員・農地利用最適化推進委 員の設置を開始したが、28年度は2割程度。	<u>の連携を強化</u> し、その活動が機構実績に貢献できるようにする。
[参考データ] ・28年度は全農業委員会の2割が新制度に移行、推進委員は、3,732人。 ・農業委員・推進委員のモニター(計394人)の4割が機構との連携が不十分と回答。	○ 県ネットワーク機構と機構との一体化(ワンフロアー化、トップの併任等)を推進していく。 「参考データ」 ・29年度は全農業委員会の9割が新制度に移行完了予定。 推進委員は、約1.8万人となる見込み。 県ネットワーク機構と機構との間で、 ・ワンフロアー化をしている都道府県は、13府県。 ・トップが併任している都道府県は、3府県。(29年3月時点)

【土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携の強化】

〇 <u>土地改良法の改正</u>により、<u>機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業が実施</u>できるようになることを踏まえ、<u>機構事業と基盤整備の連携を強化</u>する。

現状と課題	今後の対応
〇 農地整備事業(公共)の予算の優先配分の比率は増加。	〇 <u>土地改良法の改正を積極的に活用</u> する。
〇 不整形農地では担い手が引き受けることに限界感。一方で、 <u>リタイア農家は基盤整備の費用負担を避ける</u> 傾向があり、 今後その増加が予想される中では対応が必要。	また、機構から土地改良区への業務委託(出し手の掘り起こし等)を進めるなど、 <u>機構と土地改良区との連携を強化</u> する。
[参考データ] ・農地整備事業(公共)との連携状況(予算額ベース) 27年度当初:4割→28年度当初:5割→29年度当初:6割(見込み)	
 ・機構との意見交換において担い手から寄せられた主な意見 ・条件の悪い農地は基盤整備が必要であり、これ以上の引受けはほ場整備なしでは困難。 ・中山間地域では担い手がすぐに引き受けられる状況にないので条件整備も含めたきめ細かい受け手への支援を望む。 ・今後借り受けるほ場は管理が困難な場所が多いため、あまり借受けしたくない。 	
○ <u>各県の機構実績を踏まえた予算配分を行う仕組み</u> を、経営 体育成支援事業、荒廃農地等利活用促進交付金等に導入。	〇 機構と連携する事業の更なる追加。

【機構事業の手続の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討】

〇 <u>機構事業の手続の煩雑さ等に係る農業者等の指摘を踏まえ、機構法施行(26年3月施行)5年後見直しに向けた検討に着手</u>する。

【所有者不明土地問題についての政府全体としての検討の推進】

現状と課題

〇 機構事業については、農業者や市町村、県・機構等から、機構を通した場合、手続が煩雑なので、機構を通さない(集約化しにくい)利用権設定に流れてしまうなどの指摘が寄せられているところ。

〔参考データ〕

- ・実態上、機構による借入れから借り手への貸付けまで3箇月程度必要。 運用改善に取り組んでいるところ。
- ・農業者、市町村等の主な意見
- ・機構を使うと、借入・転貸の時に2つの計画作成が必要で、公告縦覧の期間もあり、手続に時間がかかる。
- 借り手は毎年機構に利用状況の報告をしなければならず負担である。
- ・既存事業(集積計画、円滑化団体)との関係の整理が必要。
- 全国の相続未登記農地の実態調査を実施。

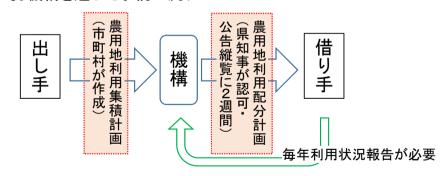
[参考データ]

・相続未登記及びそのおそれのある農地は約93万ha (全農地面積の2割)。

今後の対応

○ 機構法附則第2条の規定に基づく法施行5年後見直しに 向けて、検討に着手する。

[参考]機構を通した手続の流れ



○ <u>所有者不明土地問題について、政府全体としての検討を</u> 推進する。